



2026年4月6日

各 位

会 社 名	三光産業株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 石井 正和 (コード番号 7922)
問合せ先責任者	管理統括本部総務部長 元吉 俊介 (電話番号 03-3403-8134)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、2026年6月上旬（注）を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日の設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（注）当社が2026年2月3日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（その後の変更を含み、以下「当社意見表明プレスリリース」といいます。）において、2026年2月3日時点の予定として、本臨時株主総会の開催日を5月下旬と記載しておりましたが、本日時点においては、同開催日は6月上旬頃を予定しております。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年4月21日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

基準日 2026年4月21日（火曜日）

公告日 2026年4月6日（月曜日）

公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

当社ホームページ：<https://www.sankosangyo.co.jp/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、株式会社バロン（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、当社の株主である鮫島英子氏が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、当社株式の全てを取得できなかった場合には、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社株式に係る議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。他方で、公開買付者は、②本公開買付けの成立後に、公開買付者が所有する当社株式に係る議決権の数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと並びに定時株主総会の基準日の定めを削除する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び鮫島英子氏は、本臨時株主総会において、上記各議案に賛成する予定とのことです。

公開買付者から本臨時株主総会の開催の要請がされる予定であることから、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日程及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、上記①の場合（本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社株式に係る議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合）には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上